

◆◆会員状況	(4月1日現在)◆◆
会員	就業会員 就業率
1585名	1071名 71.6%
男 1021名	
女 564名	

事務局からのお知らせ

第112号 2020/4/13発行

緊急事態宣言発令中

感染防止のため、滋賀県は対象となっていませんが会員の皆さん一人ひとりができることで要請の趣旨に協力しましょう。

要請 「生活の維持に必要な場合」を除く**外出自粛要請**

1 皆さん一人ひとりの体調管理に留意してください。

毎日の体温測定と記録をつけましょう。

2 就業される場合の留意事項を厳守してください。

☆ 出勤時、トイレ使用后、就業先への入室時には**手洗い、手指の消毒**を徹底しましょう。

☆ 多くの人が集まる場所では、できる限り**マスクを着用**しましょう。

☆ マスクが着用できない場合には、2メートルを目安として適切な距離を確保しましょう。

☆ マスクがない時に咳をする場合には、**ティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆**しましょう。

☆ 机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところに注意し、洗浄等しましょう。

3 体調に異変があったときには・・・

ア 体温**37.5度以上**の熱が**4日以上**継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）

イ **強いだるさや息苦しさ**がある場合

ウ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある人で、**風邪の症状や37.5度以上の発熱、強いだるさや息苦しさ**が**2日程度**続く場合

相談窓口

大津市保健予防課 077-522-7228(平日 8時40分から17時25分)

滋賀県薬務感染症対策課 077-528-3637(毎日 8時30分から17時15分)

帰国者・接触者相談センター連絡先

大津市保健所 077-526-5411(毎日 8時40分から20時00分)

080-2409-1856(毎日夜間 20時00分から翌朝8時40分)

滋賀県薬務感染症対策課 080-2470-8042(毎日 24時間対応)

4 センター事務局への連絡もお忘れなく

センター事務局 077-525-2528(平日 8時40分から17時25分)

総務課携帯 090-5649-8846(上記時間外)

新型コロナウイルス感染拡大予防に関する事務局からのおねがい

4月7日東京都を始めとする7都府県に緊急事態宣言が発出されました。「生活の維持に必要な場合」を除く外出も自粛要請に挙げられています。滋賀県は、現在のところ緊急事態宣言の対象県に指定されていませんが、「今が我慢のしどころ」と耐える必要があります。

さて、当センター事務局まで「就業報告書」等の提出などの用向きで御来所いただく場合がございます。外出の自粛要請がなされる中、当分の間、「電話」や「ファックス」または「メール」で用向きが足りるものは、極力、外出しない方法を選択していただきますようお願いいたします。

♪簡単ハンカチマスクの作り方♪を別紙でご紹介しています。

マスクの型紙も同封していますので、皆さんご活用ください。



ガーゼマスクの洗い方

1. 衣料用洗剤で、もみ洗いではなく、軽く押し洗いしてください。
2. 十分なすすぎをしてください。
3. 乾燥機は使わず、陰干しで自然乾燥してください。

<漂白剤・柔軟剤の使用について>

1. 汚れが気になる場合は、塩素系漂白剤を使い、においがなくなるまで十分なすすぎをしてください。
2. 柔軟剤の使用は避けてください。

(厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）資料より一部引用)

～この機会に正しい手洗いしてみませんか～



介護月末報告会のお知らせ

令和2年4月27日(月)・28日(火) 両日共に9時30分開始または、13時30分開始の1日2回、計4回開催させていただきます。

訪問介護で就業されているヘルパー会員の皆さんは、上記日程のうち、いずれかにご参加くださいますようお願いいたします。なお、当日、検温等をお願いすることがありますのでご了承ください。